

最低の価格での入札をした者が2者以上ある場合の取扱いについて

「くじの方法」

開札の結果、落札となるべき最低の価格での入札をした者が2者以上あり、落札候補者の順位を決定できない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

1 入札書の「くじ入力番号」欄に任意の値を記入

入札者は、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ入力番号」欄にあらかじめ任意の3桁の値（000～999）を記入すること。

なお、正しく記入がなされていない場合は、「000」の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

- (1)入札書が到着した順（入札書提出日時順）に「0, 1, 2, ……」と番号を割り当てる。
- (2)同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3)上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)の番号の入札参加者を最上位（落札者）とする。
- (4)最上位の番号に1を足した番号の入札参加者を2順位とする。この場合において、最上位の番号に1を足した番号が存在しない場合には、0の番号の入札参加者を2順位とする。
- (5)2順位の番号に1を足した番号の入札参加者を3順位とする。この場合において、2順位の番号に1を足した番号が存在しない場合には、0の番号の入札参加者を3順位とする。
- (6)4順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する。

(例) 入札参加者中、3名が同額入札の場合

(1)入札書が到着した順に番号を付与する。

A社……番号0 B社……番号1 C社……番号2

(2)くじ入力番号の数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算出する。

A社……（くじ入力番号072）

B社……（くじ入力番号123）

C社……（くじ入力番号452）

合計（072 + 123 + 452 = 647）

余り（647 ÷ 3 = 215 余り2）

(3)順位の決定

最上位（落札者）は、余りの2と一致する番号であるC社

2順位は、2 + 1 = 3の番号が存在しないので、番号0のA社

3順位は、0 + 1 = 1と一致する番号であるB社

【参考】

●郵便入札心得（物品関係） ※一部抜粋

（入札の執行）

第6条 郵便入札参加者の入札書の開札は、入札執行の日時及び場所において、当該郵便入札参加者に代わって、当該入札事務に関係のない大阪府職員を立ち合わせて行うものとする。

（最低の価格での入札をした者が2者以上あるときの落札者の決定）

第7条 落札者となるべき最低の価格での入札をした者が2者以上ある場合は、別紙「くじの方法」に定めるところにより、落札者を決定する。